

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新宿区

- 細料とは区の条例で定めている給料表に基づき決定される基本給であり、給与とは給料及び各諸手当（地域手当、扶養手当、超過勤務手当等）の合計を言います。
- 「任期の定めのない常勤職員」の給料を定めた給料表は、同一の級・号給であれば、同一の額であり、**個々の職員の給与は男女の別によることなく決定されます。**
(例：22歳、大学卒、I類一般事務採用の場合・・給料 196,200円、地域手当 39,240円、扶養手当 9,000円(子1人)、住居手当 27,000円 ※男女で同一です。)
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」(再任用職員、任期付・臨時の任用職員、会計年度任用職員)の給料も、区の条例で定める給料表に基づき、職種に応じて決定されています。同一の職種、級・号給、勤務時間数であれば、給料は同一であり、**個々の職員の給与は男女の別によることなく決定されます。**
- 個々の職員の給与の差は、男女の別にかかわらず、次の要因により生じます。

「任期の定めのない常勤職員」

採用試験・選考の区分や職種により適用される給料表が異なることや、支給される手当の違い、年一度行われる人事評価結果、昇任する時期、給与の減額等の対象となる休暇・休業等の取得状況、時間外勤務の状況等が挙げられます。

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」

支給される手当の違い、給与の減額等の対象となる休暇・休業等の取得状況、時間外勤務の状況等が挙げられます。また、再任用職員は在職時の経験や知識を活かした職務に従事し、役職に応じた給料及び手当が支給されるため、他の種別の職員に比べて給与は高くなります。

- これらの要因により、同性であったとしても給与の額は異なってきますが、職種によっては女性職員の割合が極めて大きい場合や、子育てのための部分休業（取得時間に応じて給与が減額されます）を取得する職員には女性が多いこと等から差が生じる場合があります。

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) ※()内は前年公表の数値
(1)任期の定めのない常勤職員	90.4% (90.1%)
(2)任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.3% (93.2%)
(3)全職員	86.0% (85.7%)

(1) 任期の定めのない常勤職員

男性の給与に対する女性の給与の割合が下回る要因は以下のとおりです。

① 諸手当の支給内容による違い

管理職手当、扶養手当、住居手当が支給されている職員の割合が女性より男性の方が大きく、超過勤務手当等の諸手当の1人あたり平均支給額は、男性が女性よりも高い状況（超過勤務の実績（人数、時間数のいずれか又はその両方）が男性の方が多い状況）です。

② 給与減額状況の違い

給与減額の対象となる部分休業の取得者は、令和5年4月1日現在で男性3名に比べ女性が118名取得している状況です。

※部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、無給で1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内）について、勤務しないことができる制度です。

なお、区には部分休業以外にもさまざまな休暇がありますが、それらがすべて減額となる訳ではありません。

③ 役職構成の違い

平均給与の額が比較的高い管理職である職員の割合が、男性では7.6%であるのに対し、女性では1.6%です。一方、主任及び1級職の職員が、男性69%に対し女性は83%という状況です。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員

男性の給与に対する女性の給与の割合が下回る要因は以下のとおりです。

① 集計対象の職員区分構成の男女の違い

集計対象においては男女で給料の差はほとんどありませんが、男性に占める会計年度任用職員の割合は57.3%に対し、女性に占める会計年度任用職員の割合は約85.5%です。

会計年度任用職員は時間外勤務がほぼなく、時間外手当等が支給されないこと等、その他の「任期付・臨時的任用職員、再任用職員」で支給される諸手当の差により支給される給与に差が生じます。

② 再任用職員に占める役職構成の違い

再任用職員のうち給与水準の高い管理職の割合が、女性よりも男性が高くなっているためです。

(3) 全職員

全職員で見た場合、女性は男性よりも、「②任期の定めのない常勤職員以外の職員」の占める割合が高く、会計年度任用職員の人数も多いため平均給与額が低くなります。

これに対し男性では、「①任期の定めのない常勤職員」で女性の平均給与を上回っており、全職員で見ると差が広がります。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別情報

【役職段階別】

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) ※()内は前年公表の数値
本庁部局長・次長相当職	105.2% (105.5%)
本庁課長相当職	102.6% (101.9%)
本庁課長補佐相当職	100.6% (101.3%)
本庁係長相当職	102.5% (102.3%)

各役職段階において女性の平均給与支給額が男性の平均給与支給額を上回る要因は、以下のとおりです。

(1) いずれの役職においても、支給される給与の号給が男性は幅広く分布しているのに対し、女性は概ね中央から上の号給に狭く分布しています。

(2) 全ての役職段階について、給与水準の高い医療系（医師、保健師、看護師、栄養士等）の給料表が適用されている職員は、ほぼすべてが女性職員です。

【勤続年数別】

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
	※()内は前年公表の数値
36年以上	95.8% (92.5%)
31～35年	95.5% (96.6%)
26～30年	93.3% (92.8%)
21～25年	91.1% (97.0%)
16～20年	86.1% (86.1%)
11～15年	87.5% (86.0%)
6～10年	93.0% (90.8%)
1～5年	91.7% (90.0%)

各勤続年数において、男性の給与に対する女性の給与の割合が下回る要因は、以下のとおりです。

- (1) 勤続年数の各段階において、比較的給与水準の高い役職に分布している職員は男性の方が多くなっています。
- (2) 諸手当の支給内容、給与減額による違いにより、男性の方が給与支給額が高くなるためです。(1 (1)と同じ)

【職員の給与の男女の差異の情報公表に係る説明】

1 集計の対象

- (1) 新宿区に勤務する職員のうち、区長等の特別職を除く全職員が対象となり、公表対象となる職員を任期の定めのない常勤職員と任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分により集計します。
- (2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員、任期付・臨時の任用職員、会計年度任用職員で構成されています。

2 集計方法

男女の給与の差異は以下の計算式により算出します。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の平均給与支給額}}{\text{男性職員の平均給与支給額}} \times 100$$

- (1) 「男性職員の平均給与支給額」「女性職員の平均給与支給額」は、それぞれ男女別に、集計期間における全職員の給与総額を対象職員数で除し算出しています。
- (2) 給与には、例月支給される給料のほか、下記手当が含まれます。
地域手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当、管理職手当、初任給調整手当（医師に対し支給される手当）、超過勤務手当、特殊勤務手当等（※旅費、非課税の通勤手当、退職手当等は対象外です。）
- (3) 任期の定めのない常勤職員以外の職員の集計では、職員を数える単位としてパートタイム職員の週勤務時間数を常勤の勤務時間数（38 時間 45 分）で割り返した値をもって職員数に換算しています（例：週の勤務時間数 31 時間の職員=31 時間÷38 時間 45 分=0.8 人）。

3 集計期間

公表年度の前年度（令和5年4月～令和6年3月）